

|             |           |
|-------------|-----------|
| ◆人権擁護委員     | 人事案件（敬称略） |
| 上野 マリエ（大洲）  |           |
| 任期          |           |
| 平成22年1月1日～  |           |
| 平成24年12月31日 |           |

議会を開会中は、市役所庁舎5階傍聴席で、本会議を傍聴できます。  
また各支所では議会中継を見ることができます。  
議会の日程等は、開会の約1ヶ月前に市ホームページに掲載しています。  
います。ご不明な場合は市議会事務局へお問い合わせ下さい。



「つれたよー！」  
渓流つり大会（河辺町）

#### ◆議案【市長職務代理者提出分】

| 議案番号  | 件 名  | 議決結果 |
|-------|--|------|
| 第90号  | 平成21年度大洲市一般会計補正予算（第3号）                                   | 原案可決 |
| 第91号  | 平成21年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                             | 原案可決 |
| 第92号  | 平成21年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）                          | 原案可決 |
| 第93号  | 平成21年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第2号）                               | 原案可決 |
| 第94号  | 平成21年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）                             | 原案可決 |
| 第95号  | 平成21年度大洲市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）                              | 原案可決 |
| 第96号  | 大洲城管理条例の制定について   | 原案可決 |
| 第97号  | 大洲市税条例の一部改正について  | 原案可決 |
| 第98号  | 大洲市立肱川風の博物館・歌麿館条例の一部改正について                               | 原案可決 |
| 第99号  | 大洲市総合福祉センター条例の一部改正について                                   | 原案可決 |
| 第100号 | 大洲市国民健康保険条例の一部改正について                                     | 原案可決 |
| 第101号 | 臥龍山荘条例の一部改正について  | 原案可決 |
| 第102号 | 一級河川肱川広域基幹河川改修事業及び市道天賀線道路改良事業（平成21年度分）の施行に関する委託契約の締結について | 原案可決 |
| 第103号 | 平成20年度大洲市企業会計決算の認定について                                   | 認定   |
| 第104号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて                               | 同意   |

#### ◆議案【委員会提出分】

| 議案番号 | 件 名  | 議決結果 |
|------|--|------|
| 委第7号 | 東大洲地区等の治水安全度の早期向上（矢落川左岸暫定堤防の嵩上げ）に関する意見書の提出について | 原案可決 |

#### ◆請願

| 請願番号 | 件 名                             | 議決結果 |
|------|---------------------------------|------|
| 第35号 | 労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める請願書 | 不採択  |

#### ◆報告

| 請願番号 | 件 名                              | 議決等結果 |
|------|----------------------------------|-------|
| 第11号 | 株式会社おおず街なか再生館の経営状況を説明する書類の提出について | 受理    |
| 第12号 | ひじかわ開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出について    | 受理    |
| 第13号 | 株式会社清流の里ひじかわの経営状況を説明する書類の提出について  | 受理    |
| 第14号 | 株式会社ゆうとぴあ河辺の経営状況を説明する書類の提出について   | 受理    |

## 東大洲地区等の治水安全度の早期向上（矢落川左岸暫定堤防の嵩上げ）に関する意見書

当市の中央部に位置する東大洲地区は、平成5年に「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」に指定をされ、多くの企業等が進出し、南予地域の東の玄関口として発展を遂げており、大洲市のみならず南予地域にとっても重要な地区である。

このため、当地区の治水対策は不可欠であるが、上下流のバランスを保つため、矢落川左岸堤防は計画高より3.6メートルも低く抑えられており、その暫定堤防の嵩上げについては、肱川水系河川整備計画において、下流見合いの計画中期（平成30年）以降に実施予定となっている。

このような状況下において洪水の発生により、暫定堤防から氾濫し、当市が独自に整備した二線堤からも越流した場合、当地区が甚大な浸水災害を被ることは、南予地域全体の経済活動にも大きな打撃を与えることになる。

また、昨今の金融危機を震源とした世界的な景気後退により、わが国においても雇用問題をはじめとした経済不況は深刻な問題となっており、このことは当市の経済活動にも大きな影響を及ぼしている。さらに、去る3月27日にパナソニック四国エレクトロニクス株式会社は、「10月末に大洲工場を閉鎖する」と発表をされ、地域に激震が走るとともに、今後の南予地域の低迷に拍車をかけるものと憂慮しているところである。

このような情勢の中、東大洲地区からの企業撤退を防止するとともに、更なる企業誘致と雇用の確保を図り、活力あるまちづくりを目指していくためにも、当地区的治水安全度の早期向上は緊急の課題であり、特に、矢落川左岸暫定堤防の嵩上げについては、現行の事業計画工程を前倒しし、下流の河川整備及び鹿野川ダム改造事業（トンネル洪水吐）の完成に併せて、速やかに事業に着手されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年8月28日

大洲市議会

(提出先)  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣